

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の安全・適正就業基準

(趣旨)

第1条 この安全・適正就業基準（以下「基準」という。）は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故やトラブルを未然に防止し、安全かつ適正な就業の確保を目指して必要な事項を定める。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故やトラブルの発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たって、次の安全心得を遵守し、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装や履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、別途定める作業別安全・適正就業基準を遵守し、安全かつ適正な就業に努めなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを遵守するとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自動車等、車両にあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか確認してから、作業に着手しなければならない。

(健康管理)

第7条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように休養を十分とるよう心がけなければならない。
(報告義務)

第8条 会員は、仕事場との往復時や就業中に事故やトラブルが発生したとき、直ちにセンター及び発注者へ連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、身体に異常を感じ、就業に影響があると思われるときは、直ちにセンター及び発注者へ連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

3 前2項において、共同作業に従事する会員は、直ちにリーダー及びセンターに連絡しなければならない。この場合において、リーダーは発注者へ連絡するなど必要な処置を講ずるものとする。

4 会員が自ら連絡することが出来ない場合、会員は家族に指示して連絡させるなど、適宜の処置をとらなければならない。

(基準不履行等会員に対する措置)

第9条 会員がこの基準に著しく反したとき、又は事故やトラブルを発生させたとき、安全管理委員会で検討し、面談及び指導並びに研修の実施後、別表のとおり措置する。

(就業制限及び就業停止の決定)

第10条 会員に対する就業制限及び就業停止は、安全管理委員会で協議し決定後、当該会員へ通知する。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合は、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。